

平成30年4月10日

建設・技術課 入札・契約担当

担当者 池尻、佐伯

内線 2746 直通 0952-25-7102

E-mail: kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

佐賀県建設工事等入札参加資格者の指名停止期間の変更 及び指名停止を行います

「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」により、佐賀県指名停止委員会において審議し、下記のとおり指名停止期間の変更及び指名停止を行います。

記

1 指名停止対象業者、登録業種及び指名停止期間（変更後）

(1) 対象業者：大成建設株式会社 代表取締役 村田 誉之

(東京都新宿区西新宿1-25-1)

登録業種：土木一式工事 特A級、建築一式工事 A級、とび・土工・コンクリート工事 A級、電気工事 A級、管工事 A級、しゅんせつ工事 登録()、水道施設工事 登録()

()「登録」とは、等級の区分を設けていない建設工事の種類における入札参加資格を指す。

期 間：平成30年3月23日 ~ 平成31年6月22日(15か月)

(変更前：平成30年3月23日 ~ 平成31年3月22日(12か月))

(2) 対象業者：鹿島建設株式会社 代表取締役 押味 至一

(東京都港区元赤坂1-3-1)

登録業種：土木一式工事 特A級、建築一式工事 A級、とび・土工・コンクリート工事 A級、石工事 登録()、屋根工事 登録()、電気工事 A級、管工事 A級、タイル・れんが・ブロック工事 登録()、鋼構造物工事 A級、舗装工事 A級、内装仕上工事 登録()

()「登録」とは、等級の区分を設けていない建設工事の種類における入札参加資格を指す。

期 間：平成30年3月23日 ~ 平成31年5月22日(14か月)

(変更前：平成30年3月23日 ~ 平成31年3月22日(12か月))

2 指名停止期間変更の理由

大成建設株式会社の元常務執行役員及び鹿島建設株式会社の従業員が、東海旅客鉄道株式会社の発注するリニア中央新幹線建設工事に関して、平成30年3月2日に独占禁止法違反(不当な取引制限)容疑で、東京地方検察庁に逮捕されたため、両社に対し、平成3

0年3月23日から指名停止を行っている(同月22日公表)が、同日に両社及び元常務執行役員等が公正取引委員会から告発され、同日中に東京地方検察庁により起訴されたことから、指名停止すべき期間に変更が生じた。

3 指名停止期間の根拠

大成建設株式会社及び鹿島建設株式会社は、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領別表第2(その2)第2号(独占禁止法違反行為)に該当する。

指名停止期間については、(短期)12か月以上(長期)36か月以内の範囲内で措置することとなるが、大成建設株式会社は下記イ及びロに該当するため15か月とし、鹿島建設株式会社は下記イに該当するため14か月とする。

イ 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準」第2条第1項第3号(独占禁止法違反により刑事告発がなされた場合に、短期に2か月加算)

ロ 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準」第2条第2項第6号(代表役員等又は一般役員等の逮捕又は公訴の提起が行われた場合に、短期に1か月加算)

4 指名停止対象業者、登録業種及び指名停止期間

(1) 対象業者：株式会社大林組 代表取締役 蓮輪 賢治

(東京都港区港南2-15-2)

登録業種：土木一式工事 特A級、建築一式工事 A級、水道施設工事 登録()

()「登録」とは、等級の区分を設けていない建設工事の種類における入札参加資格を指す。

期 間：平成30年4月11日 ~ 平成31年6月10日(14か月)

(2) 対象業者：清水建設株式会社 代表取締役 井上 和幸

(東京都中央区京橋2-16-1)

登録業種：土木一式工事 特A級、建築一式工事 A級、水道施設工事 登録()

()「登録」とは、等級の区分を設けていない建設工事の種類における入札参加資格を指す。

期 間：平成30年4月11日 ~ 平成31年6月10日(14か月)

5 指名停止の理由

株式会社大林組及び清水建設株式会社は、東海旅客鉄道株式会社の発注するリニア中央新幹線建設工事に関して、平成30年3月23日に公正取引委員会から告発され、同日中に東京地方検察庁により起訴された。

6 指名停止期間の根拠

株式会社大林組及び清水建設株式会社は、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領別表第2(その2)第2号(独占禁止法違反行為)に該当する。

指名停止期間については、(短期)12か月以上(長期)36か月以内の範囲内で措置することとなるが、両社は下記イに該当するため14か月とする。

イ 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準」第2条第1項
第3号（独占禁止法違反により刑事告発がなされた場合に、短期に2か月加算）

7 平成29・30年度受注実績
なし